令和6年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進計画
（国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進本部決定）

令和6年4月1日

官庁営繕部の職員は、公共発注に携わる者としての立場を十分認識し、公共建築を取り巻く課題に適切に対応しつつ公明正大に事務・事業を行い、官庁営繕のミッション(※)の達成を目指す。

その大前提となるのは、関係法令及び国土交通省大臣官房官庁営繕部発注者綱紀保持規程(平成18年国土交通省訓令第29号。以下「綱紀保持規程」という。)等コンプライアンス関係規程の遵守であり、その実現のため、以下の取組を推進する。

※国民の共有財産である官庁施設に関して、良質な施設及びサービスを効率的に提供し、公共建築分野において常に先導的な役割を果たす。

1. コンプライアンス意識の向上

（1）研修の実施

外部講師による研修や部内研修を実施し、コンプライアンスへの職員の意識を高める。

研修に当たっては、単に規則やルールを習得させるだけでなく、過去の事例について職員自らが考える機会を設けるなどの工夫を行う。

（2）関連する資料等の共有

発注者綱紀保持マニュアル及びセルフスタディ・チェックシート等のコンプライアンスに関する資料について部局用掲示板等に保管し、共有化を図り、その参照や活用について定期的に周知する。

また、他機関の不祥事事例や、コンプライアンス研修の資料等については、適宜共有する。

特に、新規採用職員及び部外からの転入職員に対しては、「官庁営繕部職員業務行動指針」(平成24年1月)等について十分な理解が得られるようにする。

2. 情報管理の徹底

（1）情報セキュリティに関するルールの徹底

国土交通省情報セキュリティポリシー等の情報セキュリティに関する資料について部局用掲示板等に保管し、共有化を図るとともに、情報管理責任者はチェックシートを用いた点検等を通じて、職員の理解を促進する。これにより、標的型メール攻撃への対策、情報の作成時の機密性の格付け等情報セキュリティ対策を徹底する。

（2）執務室への入室制限等

機密保持等の観点から、職員以外の者の執務室への入室を制限する措置を講じる。

また、業務関連の資料及び情報の保管場所、保管方法、閲覧制限についても機密性の格付け等に応じた相応の措置を講じる。

（3）テレワークにおける情報管理等

テレワーク時における情報セキュリティ対策についても、国土交通本省等テレワーク実施要領等に則り、事務用パソコン及び紙媒体資料の持ち出しや保管、執務場所のセキュリティ確保などについてルールを徹底し、具体的な対応を促す。

3. 発注事務における対策の徹底

発注事務においては、予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名等の機密情報を取り扱うことから、発注担当職員に対する不当な働きかけへの対応や情報管理について、特に適切な対応を徹底する。

4. 風通しの良い組織づくり

不当な働きかけ等があった際に相談・報告しやすい、風通しの良い組織づくりを図るため、職員間のコミュニケーションの活性化や、上司・部下との信頼関係の醸成に努める。